

9 中小企業・小規模事業者等の自主的努力の支援

国等は、特定補助金等の交付を受け、新技術に関する研究開発を行うことに意欲的な中小企業・小規模事業者等の能力向上に資するよう、中小企業・小規模事業者等の相談に応じ、申請に関する手続等について情報を提供する等必要な指導に努める。このため、特定補助金等の担当部局を明確にするとともに、地方支分部局を活用する等により中小企業・小規模事業者等からの相談に円滑に対応できるよう努める。

10 創業十年未満の中小企業・小規模事業者等における活用の促進

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和四十一年法律第九十七号。以下「官公需法」という。）に創業十年未満の中小企業者の活用に関する事項が規定されていることを受け、特定補助金等のうち創業十年未満の中小企業・小規模事業者等（以下「新規中小企業・小規模事業者等」という。）に対する支出額を把握するとともに、新規中小企業・小規模事業者等による特定補助金等の積極的な活用の実現を図るため、セミナー等を通じた情報提供などの必要な措置を講ずるよう努める。

11 中小企業・小規模事業者等の知的財産の保護及び活用

中小企業・小規模事業者等が大企業との取引において、適切な契約を締結し、自らの知的財産を保護できるよう、望ましい知的財産取引のあり方を検討し、両者ともに遵守すべきガイドライン及び契約のひな形を策定するなどの取組について検討を進める。

また、申請の際、知的財産に関する戦略についての記載を求めるなど、中小企業・小規模事業者等が適切な知的財産戦略のもとに研究開発及びその事業化を推進できるよう努める。

三 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業・小規模事業者等に対する配慮

1 国等は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業・小規模事業者等を支援するため、中小企業・小規模事業者等の有する製品や技術の情報提供に努める。

2 国等は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業・小規模事業者等に配慮し、窓口対応や巡回による事業の復旧・再建など経営に関する相談対応、専門家による事業再開等に関するアドバイス、年複数回公募・公募期間の延長や概算払（前払）等の執行の弾力化を行うなど、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業・小規模事業者等が特定補助金等の交付を受ける限り受けられるよう努める。

3 国等は、特定補助金等を受けた新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業・小規模事業者等を対象とした事業化支援に努める。

四 令和二年七月豪雨、令和元年東日本台風、平成三十年七月豪雨、平成二十八年熊本地震及び東日本大震災の被災地域の中小企業・小規模事業者等に対する配慮

1 国等は、被災地域の中小企業・小規模事業者等の復興を支援するため、中小企業・小規模事業者等の有する製品や技術の情報提供に努める。

2 国等は、被災地域の中小企業・小規模事業者等に配慮し、窓口対応や巡回による事業の復旧・再建など経営に関する相談対応、専門家による事業再開等に関するアドバイス、年複数回公募・公募期間の延長や概算払（前払）等の執行の弾力化を行うなど、被災地域の中小企業・小規模事業者等が特定補助金等の交付を受ける限り受けられるよう努める。

3 国等は、特定補助金等を受けた被災地域の中小企業・小規模事業者等を対象とした事業化支援に努める。

五 中小企業・小規模事業者等による特定補助金等に係る研究開発成果を利用した新たな事業活動の支援措置

国等は、中小企業・小規模事業者等による特定補助金等に係る研究開発成果を利用した新たな事業活動を支援するため、令和二年度において、次の措置により、支援機関に対する情報提供、各府省間の連携、研究開発成果の市場への普及等を進めていくこととする。

さらに、各府省は、特定補助金等の成果を利用した事業活動に対する支援を円滑に行うため、各種の事業化支援措置について、相互に連絡を取り合うこと等により、緊密な連携を図る。必要に応じて、調達側の関係者等を加えた中小企業技術革新制度連絡会議を開催し、意見交換を通じた制度の一層の拡充を図る。

加えて、国等は研究開発成果を活用した製品化や市場化の一層の促進・充実を図るため、中小企業・小規模事業者等の技術連携や技術交流等の取組を促すとともに、特定補助金等の事業終了後の補完研究や事業化等の状況についてもその把握に努めつつ、新たな事業活動の支援措置の充実を図る。

1 特定補助金等の成果の利用を支援する機関への情報提供による投資促進等

国等は、個人情報や企業秘密の保護等に配慮しつつ、特定補助金等の採択テーマ及び採択企業に係る情報や特定補助金等の交付を受けた中小企業・小規模事業者等の研究開発の内容に加え、特定補助金等を有する省及び中小企業関係機関等が作成した事例集等を通じて研究開発の成果、ビジネスプラン等当該企業の技術力を示す諸情報を一元的に発信できるよう、特設サイトの拡充を図る。また、国等は、中小企業投資育成株式会社、各都道府県等信用保証協会、株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）、ベンチャーキャピタル、金融機関、地方公共団体等の中小企業・小規模事業者等の特定補助金等の成果の利用を支援する機関に対して特設サイトを周知し、ベンチャーキャピタル、金融機関等の当該情報の活用を促進する。

とりわけ、国等は、中小企業・小規模事業者等に投資を行う者に対し、適時、特定補助金等の成果による新たな事業に係る情報等を提供する。加えて、国等は、公共事業を含む公共調達において、政府全体で先進技術の導入や新規中小企業・小規模事業者等の活用を促進するべく、公共調達を行う各府省庁も活用できるよう特設サイトの拡充を図る。

2 中小企業・小規模事業者等を対象とした事業化支援措置の利用促進

国等は、研究開発成果の事業化を円滑化する観点から、株式会社日本政策金融公庫の特別貸付制度や中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の特例措置を始めとする、特定補助金等の交付を受けた中小企業・小規模事業者等を対象とした事業化支援措置の一層の利用促進に努める。

3 認定経営革新等支援機関による市場化・実用化に向けた経営支援

国は、特定補助金等に係る研究成果を利用して新たな事業活動を行う中小企業・小規模事業者等に対し、認定経営革新等支援機関による市場化・実用化に向けた経営支援（事業計画の策定に係る指導及び助言並びに当該計画に従って行われる事業の実施に関し必要な指導及び助言）が効果的に行われるよう、支援ネットワークの構築、支援ノウハウの提供等に努めることとする。

4 中小企業・小規模事業者等を対象とした技術人材面での支援

国等は、特定補助金等を活用した中小企業・小規模事業者等のうち、高い研究開発意欲と能力を有している者が、新たな分野に挑戦するために必要な技術者を確保するため、研究者、技術者等の研究人材を対象とした求人公募情報を提供する既存のデータベースと特設サイトを連携し、当該企業が必要とする人材が確保できるよう支援を行う。

また、国等は、地域内外の若者、女性、シニア等の多様な人材から地域の中小企業・小規模事業者等が必要とする人材を発掘し、紹介、定着の支援を行う。

さらに、国等は、新たな分野に挑戦するための必要な技術情報が容易に入手できる仕組みについて、引き続き検討する。

5 技術力のある中小企業・小規模事業者等の入札参加機会の拡大

ア 国は、技術力のある中小企業・小規模事業者等の入札参加機会の拡大のため、入札対象物件等の分野における技術力を証明できる者については、有している入札参加資格等級、過去の納入実績の有無にかかわらず上位等級者のみを対象とした入札への参加が可能となるよう平成二十年七月三十一日に「技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について（平成二十年十月十日、政府調達（公共工事を除く）手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会決定。平成二十二年三月三十日最終改正）」を改正し、「中小企業技術革新制度（SBIIR）」に係る入札参加特例措置の運用指針」を策定したことを踏まえ、これを入札実施者たる国及び独立行政法人等並びに入札参加者たる中小企業・小規模事業者等の双方へ広報することにより、本決定の適用事例の拡大に努める。